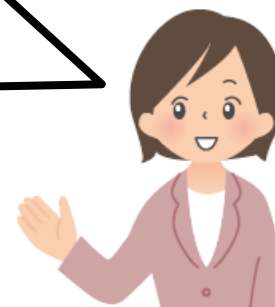


レンタサイクル事業者の皆さま！  
ホテル・旅館などの宿泊事業者の皆さま！  
**皆さまのレンタサイクルは保険に入っていますか？**



「大阪府自転車<sup>（注）</sup>の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、

大阪府内の自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努めなければならない。

**有償・無償は問いません**

としています。

☆リスクに備え、保険の加入に努めてください。

### 貸し手側の賠償リスク

メンテナンス不良など、所有・管理上の不備に起因する事故による賠償

⇒施設賠償責任保険等

### 利用者側の賠償リスク

利用者の運転ミス等に起因する事故による賠償

⇒TSマーク付帯保険、レンタサイクル事業者向け自転車保険等



## 交通安全啓発のお願い



大阪府ホームページにおいて、自転車の交通安全啓発チラシ等を掲載していますので、掲示・配布するなど、ご協力をお願いします。  
(多数必要な場合は配送させていただきますので、下記まで連絡をお願いします。)

お問合せ先

「大阪府自転車条例」総合窓口 電話番号 06-6944-6736  
(大阪府都市整備部交通道路室道路環境課内)

各種チラシ等は  
こちらをクリック

<http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakajitensha/jitensya-anzen.html>